

関島社会保険労務士事務所便り

2020年
5月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03 - 3609 - 7668

HP：http://www.srseki.info



新型コロナ 休業者に「みなし失業手当」が検討

政府は、従業員に休業手当を払って休ませた企業には、雇用調整助成金を支給していますが、制度が利用されず、手当が支払われなといった問題が多発しています。

日本弁護士連合会は5月7日、離職していても失業したとみなして失業手当を支給する大災害時の特例になら、新型コロナで休業中の人にも失業手当を支給する緊急措置を求める声明を出しました。

一方、政府においても、新型コロナウイルスの感染拡大で休業している労働者に対し、失業手当を支給する特例措置を検討していることが8日報道されています。

◆東日本大震災時にも措置

検討されている特例措置は、助成金の上限額引き上げと併せ、苦境に陥っている労働者の救済を図るという内容です。

東日本大震災などの際に、労働者が離職していても「みなし失業」として支給する特例措置を実施しています。

この特例措置は、企業が申請する助成金と異なり、労働者は自身の申請により迅速に手当を受け取れます。

◆みなし失業手当とは

「みなし失業手当」とは、休業を余儀なくされ、給与を受け取ることができなくなってしまった人について、実際には離職していなくても、失業しているとみなして、失業給付を受給できるようにするという雇用保険の特例措置です。

通常、失業給付(雇用保険の基本手当)は、離職して失業状態にある人に対して、次の仕事を見つけるまでの生活の安定を図り、求職活動を容易にするために支給されます。

この特例措置が適用されれば、長期間の休業を余儀なくされている多くの労働者が安定的な生活収入を確保することができるとされています。

また、「失業みなし措置」では、労働者は「失業」とみなされながらも、会社には在籍し続けることができます。一方で、事業主からすれば、金銭的負担を負うことなく、従業員の雇用を維持することができるとして、期待されています。



知って得する障害年金⑥

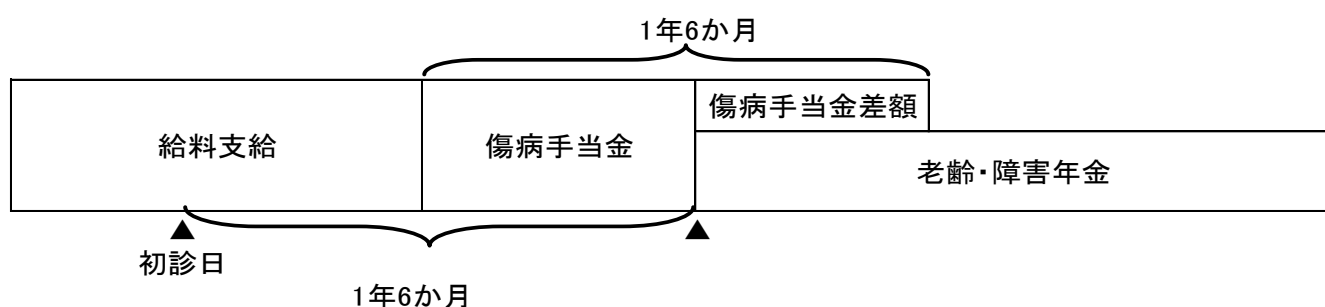
障害年金の併給調整

◆健康保険の傷病手当金との支給調整

サラリーマンが病気をし、会社から給料が出なくなると、健康保険から傷病手当金が出されます。

一方、初診日から1年6か月経過したとき障害の状態が障害等級に該当すると障害年金が支給されます。

傷病手当金は、受給開始から1年6か月経過すると支給されなくなりますが、障害年金と併給される期間は支給調整されます。その調整は、年金が優先して支給され、傷病手当金が多いときは、年金支給分が控除された差額の傷病手当金が支給されます。



※ 障害年金は、原則として初診日から1年6か月の時点が障害認定日

※ 傷病手当金は受給開始から1年6か月間受けられる

◆労災保険から年金が支給されたとき

業務上災害や通勤途上でケガをし、7等級以上の障害の状態に該当すると、労災保険から障害補償年金（通勤災害のときは障害年金）が支給されます。そのときは、国

民年金や厚生年金保険から支給される障害年金は満額支給され、労災保険から支給される年金が減額になります。

併給される社会 保険の年金給付	労災年金 (上段:業務上、下段:通勤災害)	障害補償年金 障害年金	遺族補償年金 遺族年金	傷病補償年金 傷病年金
	障害(厚生+基礎)年金	0.73	—	0.73
遺族(厚生+基礎)年金	—	0.8	—	—
障害厚生年金	0.83	—	0.88	—
遺族厚生年金	—	0.84	—	—
障害基礎年金	0.88	—	0.88	—
遺族基礎年金	—	0.88	—	—

※労災保険から支給される年金額が減額される。

※遺族基礎年金には国民年金法の寡婦年金が含まれる。

煩雑です 「雇用調整助成金」手続き

コロナ感染で営業が壊滅的打撃を受けるなか、従業員を休ませた場合に一定の賃金(休業手当)を支払った会社に国が補助する「雇用調整助成金」の活用が注目されています。

ところが、この助成金はその申請手続きが煩雑です。簡略化されたとは言え、優秀な総務経理事務員のいる会社でなければ申請は困難を極め、更なる改善が望まれています。

雇用調整助成金の問題点

1 休業手当を支払う会社が受給する

コロナ禍による営業被害は、事業者の責任によるものでなく、労働基準法の規定による休業手当を支払う義務があるか否かは争いがある問題です。そのため、事業者に休業手当(平均賃金の6割以上)の支払い義務が発生するように定める「労使協定の締結」を必要としています。また、休業手当が低額の場合、満足しない従業員からは100%支払い義務のある年次有給休暇の取得(助成金の対象外)が発生します。

2 手続きが煩雑(5月8日現在)

提出書類のチェックシートがなく不明確ですが、次の書類と添付(確認)書類が必要です。

- ①労働者代表との休業協定書
- ②事業活動状況に関する申出書
- ③休業等実施計画届、休業等実績一覧表
- ④支給要件確認申立書
- ⑤支給申請書
- ⑥助成金算定書
- ⑦対象労働者全員の勤怠データ
- ⑧売上等が減ったことを証明する書類

(計画届前年同月より5%以上低下が必要)

- ⑨就業規則・賃金規定・労働条件通知書等
- ⑩休業控除、休業手当の記載ある賃金台帳
- ⑪労働者代表選任書、役員名簿等

3 限度額が一人1日8,330円

この助成金は、会社が支払った休業手当の全額が支払われるものではありません。1日の休業につき8,330円という限度額があります。この制限の増額が現在検討されています。

4 前年度の雇用保険の賃金総額から計算

この助成金の支給額の算出は前年度の労働保険料の算定基礎となる賃金総額から算定されます。その計算方法は以下のとおりです(この計算方法も20名以下の事業所については変更が検討されています)。

- ① 1日の平均賃金額 = $A \div (B \times C)$
 - A 前年度1年間の雇用保険料の算定基礎となる雇用保険被保険者の賃金総額
 - B 前年度1年間の1か月平均の雇用保険被保険者数
 - C 前年度の年間所定出勤日数
- ② 1日当たりの助成金単価 = ① $\times D \times E$
但し、8,330円が限度
 - D 労使協定による休業手当の支払率
 - E 助成率(中小企業の特例期間は9/10)
- ③ 助成金月額 = ② \times 月間休業延日数

4 支払時期が不明

この助成金は、審査を経て早くても、2~3か月は先といわれています。郵送の場合、1か所でも不備があると、一式返却されます。

●雇用調整助成金 オンライン申請で

雇用調整助成金のオンライン申請が認められる。インターネット上のフォームに情報を書き込み、必要書類をPDFにして添付する仕組みとする。申請書類にある38の記載項目は変わらない見通し。5月中旬の開始を目指す。また、企業の申請書類に偽りがあった場合などに、社会保険労務士に連帯責任が課される規定を、特例的に解除する方向で検討する。(4月30日)

●雇用調整助成金 さらに拡充

雇用調整助成金について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた中小企業への助成率が引き上げられる。緊急事態宣言に基づく休業要請の対象となった中小企業が、従業員に賃金と同額の休業手当を支払う場合などには、国が全額を助成する。ただし、上限は1人当たり日額8,330円で変わらない。(4月26日)

●新型コロナ禍 国民年金保険料を減免

厚生労働省は、国民年金の保険料について、新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少した人を、免除や猶予の対象にしやすいとする。対象となるかは現在、2年前の所得で判断しているが、新型コロナによる影響を反映させるため、今年2月以後の月収が急減している人も対象に加える。フリーランスなどの収入が急減するケースが増えているため、基準を緩めて支援する。(4月26日)

●精神障害の労災 パワハラも該当

厚生労働省は、うつ病などの精神障害の労災認定基準に関する報告書案を専門家会議に提示した。障害の原因となる出来事に「上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」を新設し、パワハラが労災認定に必要な「強い心理的負荷」に該当するとした。新基準はパワハラ防止法が施行される6月から適用する方針。(4月23日)

●タクシー運転手ら、解雇無効の仮処分申立て

東京都内を中心にタクシー事業を展開する「ロイヤルリムジン」グループが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け従業員の大量解雇を決めた問題で、グループ傘下の目黒自動車交通の運転手らでつくる労働組合の組合員計81人が22日、解雇は無効だとして、従業員としての地位確認を求める仮処分を東京地裁に申し立てた。(4月23日)

●後期高齢者保険 月平均439円上昇

厚生労働省は、75歳以上が入る後期高齢者医療制度の保険料が、4月からの2年間は全国平均で月額6,397円となり、18・19年度から439円引き上げられるとの見通しを発表した。低所得者向けの特例措置が廃止されたことなどから、5回連続の引き上げとなる。同制度は都道府県ごとに保険料を決め、2年ごとに見直すことになっている。(4月17日)

●年金関連法案審議入り

パートなど短時間労働者への厚生年金の適用拡大や、年金受給開始時期の選択幅の拡大、在職定時改定の導入などを盛り込んだ年金改革関連法案が14日、衆院本会議で審議入りした。全世代型社会保障改革を具体化するもので、政府・与党は、今国会での成立を目指す。(4月15日)

●3月の倒産件数740件(東京商工リサーチ)

東京商工リサーチの調査によると、3月の企業倒産件数は740件で、前年同月に比べて12%増えていることがわかった。最も多い業種は、宿泊業や飲食業を含む「サービス業」で、219件。倒産原因は「不況型」が613件と最も多かった。4/7時点でコロナ関連の経営破綻は倒産20件、法的手続準備中25件。政府による緊急事態宣言を受けて、今後倒産に追い込まれる企業が増える懸念がある。(4月9日)